



浜田労働基準監督署発表
令和2年2月28日(金)

担 当 者	浜田労働基準監督署
	署長 出田 寛章
	監督・安衛課長 湯浅 晋平
	電話0855-22-1840

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(労働者死傷病報告を提出しなかった疑い)

浜田労働基準監督署(署長:出田寛章^{いであひろあき})は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、有限会社江津塗装ほか1名を松江地方検察庁浜田支部に書類送検した。

1 被疑者

(1) 有限会社江津塗装^{こうつとそう}

所在地: 島根県江津市江津町

事業内容: 建設業

(2) 同社代表取締役A(男性52歳)

2 事件の概要

平成30年2月22日、島根県江津市波積町^{はつみちょう}にある工事現場において、屋根の塗装工事を請け負った有限会社江津塗装の労働者Bが建物の屋根から墜落し、右足の踵を骨折する労働災害が発生した。

労働者Bは、療養のため、災害発生日から4日以上休業したにもかかわらず、代表取締役Aは、上記労働災害に関する労働者死傷病報告を、遅滞なく、所轄の浜田労働基準監督署長に提出しなかったものである。

3 罪名・罰条

労働安全衛生法違反

同法第100条第1項(報告等)

労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)

同法第120条第5号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

関係法令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

第100条（報告等）

- 1 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。
- 2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。
- 3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第120条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

（前略）

- 5 第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者
（以下略）

第122条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）

第97条（労働者死傷病報告）

- 1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 2 （略）